

公共下水道全体計画見直し方針

令和3年3月

那 珂 市



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



那珂市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています

1. 公共下水道全体計画の見直しの目的と概要

近年、人口減少や少子高齢化の本格化、地域社会構造の変化など、公共下水道施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化してきていることや、地方財政が厳しい状況にあることから、公共下水道による整備の効率化を図ることが急務となっており、これら諸情勢の変化に対応し、持続可能な污水处理システムを構築するため、より効率的な公共下水道の整備の在り方を検討することが必要となっています。

そのため、公共下水道（集合処理）、合併処理浄化槽（単独処理）それぞれの污水处理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた適正な整備手法を選定した上で、見直しを行うものです。

また、公共下水道の整備には多額の事業費と期間を要することから、事業認可を受けている区域の整備は、令和8年度末の「概成」（地域ニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、整備が概ね完了すること。）を目指しており、未計画区域の整備時期については当面先となります。従って、全体計画見直し後の将来的に整備を行う地区においても、公共下水道の整備を行うまでの間、暫定的に合併処理浄化槽への転換を推進します。

なお、那珂市公共下水道全体計画の法定見直し（変更）は、県流域下水道整備総合計画と整合させることから、令和5年度以降になりますが、今回の見直しは今後の公共下水道整備に係る指標となるものです。

2. 公共下水道全体計画の見直しの方針

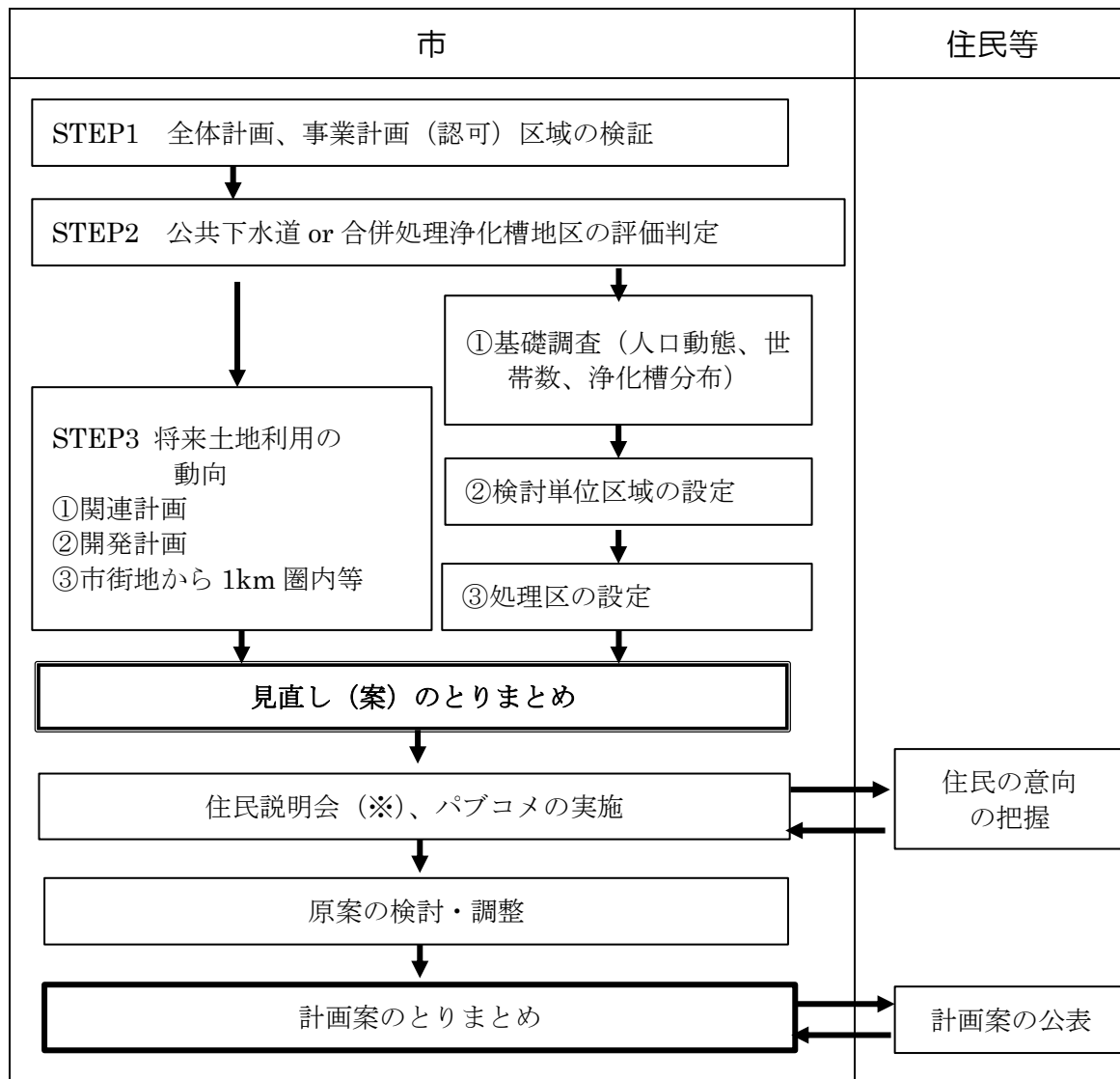
効率的な污水处理施設の整備・運営管理を、適切な役割分担の下で計画的に実施していくため、以下の方針の基に見直しを行います。

- ① 時間軸の観点を盛り込み、短期的（～令和8年度末）には事業計画（認可）区域の早期整備を図ります。
- ② 中長期的（令和9年度以降、15～20年）なスパンとしては、全体計画見直しにより公共下水道による污水处理の「概成」を目指します。

なお、住民の意向等、地域ニーズを踏まえ、水環境の保全、施工性の難易度、災害に対する脆弱性等、地域特性も総合的に勘案した上で、集落があり生活環境を保全する必要がある区域に縮小します。

3. 公共下水道全体計画見直しの策定

全体計画の見直しに当たり、「見直しの方針」のもと、以下のフローのとおり作業を進めました。



※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施を延期することとしました。

STEP1 全体計画、事業計画（認可）区域の検証

公共下水道全体計画の見直しにあたり、既整備区域を検証しました。人口密集地（住居系市街化区域）の整備がほぼ完了しましたが、市街化区域面積と全体計画面積及び事業計画（認可）面積に齟齬が生じているため、以下の箇所を縮小しました。

地区	面積（ha）	理由
中里工業専用地域	△13.0	H23.3.22 市街化調整区域へ逆線引き
瓜連市街地	△34.4	平野台団地法面、瓜連市街地北側の急傾斜地
計	△47.4	

STEP2 公共下水道 or 合併処理浄化槽地区の評価・判定

下水道処理区域の評価・判定には、国から示された「策定マニュアル」及び「県ガイドライン」に沿って進め、以下の①～③の評価・判定を踏まえて、公共下水道による区域か合併処理浄化槽による区域かを設定しました。

① 基礎調査（人口動態、世帯数、浄化槽分布）

② 検討単位区域の設定

未計画区域に対して、集合処理か、個別処理かを判断するために、検討単位区域を設定しました。

検討単位区域の設定にあたっては、これらの特徴や地形条件からの連たん性、集落の形態等を考慮した上で、一定のまとまりとして設定しました。

③ 処理区域の設定（集合・個別処理の判定）

検討単位区域毎に集合処理か、個別処理かを判定しました。

検討単位区域の計画人口・世帯数は、基礎調査のデータを用い、集合処理時の計画汚水量、個別処理時の浄化槽基数のもととしました。

STEP3 将来土地利用（関連計画、開発計画、市街地から1km圏内等）の動向

STEP2 で評価・判定結果を踏まえて、将来の土地利用の動向や人口動態を加味し、以下の区域を加えました。

- ① 現時点においては、単独処理と判定される区域であっても、関連計画等において、今後集合処理と判定することが見込まれる区域
- ② 今後、大規模開発が計画又は予定されている区域
- ③ 市街化区域に隣近接し、住宅需要が見込まれる区域

以上、STEP1～STEP3の検討内容を整理した、那珂市公共下水道全体計画見直し（案）は、別図とおりです。

なお、図中の色分けの内容は以下のとおりです。

紺 色 の区域：すでに公共下水道や農業集落排水を使うことができる、供用開始済みの区域

水 色 の区域：現在、公共下水道の整備を行っている事業計画（認可）区域

赤 色 の区域：引き続き公共下水道全体計画区域として、公共下水道のスケールメリットを生かすことができると現時点で判断できる区域

ピンク色の区域：引き続き公共下水道全体計画区域とするが、現時点では公共下水道のスケールメリットを生かすことはできないため、今後の事業認可を取得する時点で、その時点の土地利用の状況によって、再度事業を実施すべきか判断すべき区域

黄 色 の区域：平成12年の全体計画では公共下水道による整備が相当となっていたものの、これまでの整備状況や将来の土地利用を考慮し、合併処理浄化槽による汚水処理を行う区域

この今回の見直しにより、公共下水道事業全体計画区域は、市全体では現在の3,257.8haから441.5ha縮小し、2,816.3haとなる見込みです。

公共下水道全体計画	現行面積（ha）	縮小面積（ha）	見直し後面積（ha）
全体区域	3,257.8	△441.5	2,816.3
（内）市街化区域	812.5	△47.4	765.1
（内）市街化調整区域	2,445.3	△394.1	2,051.2

4. 今後のスケジュール

今回の見直し方針をもとに、令和5年度の全体計画の法定見直し（変更）に向け、関連する作業を進めていきます。

令和3年度中	説明会（市内5会場で実施予定） 広域化・共同化計画策定
令和4年度中	経営戦略改定
令和5年度中	全体計画変更計画策定 事業計画変更計画策定